

改正案		現行	
別添一			
1 (略)			
2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務			
一 工事監理に関する標準業務 前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。			
項目	業務内容		
② 設計図書の 内容の把握等	① (略)	(略)	
	② (略)	(略)	
③ 設計図書に 照らした施工 図等の検討及 び報告	① (略)	(略)	
	② (略)	(略)	
④ (略)	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当		
別添一			
1 (略)			
2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務			
一 工事監理に関する標準業務 前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。			
項目	業務内容		
② 設計図書の 内容の把握等 の業務	① (略)	(略)	
	② (略)	(略)	
③ 施工図等を 設計図書に照 らして検討及 び報告する業 務	① (略)	(略)	
	② (略)	(略)	
④ (略)	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこ		

	<p>該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。</p>
--	--

別添四

1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務
設計受託契約に基づき、設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一七七 (略)

八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五條第一項から第三項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

	<p>れに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。</p>
--	---

別添四

1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務
設計受託契約に基づき、設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一七七 (略)

(新設)